

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 業務目的

箕面市では、「企業版ふるさと納税を活用した箕面市まち・ひと・しごと創生推進事業（以下「本事業」という。）」に基づく、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受け入れが可能になっている。

本業務は、本事業に係る地方創生事業について、貴重な自主財源を獲得しながら、積極的に推進していくため、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、企業版ふるさと納税を活用した取り組みを効果的に実施することを目的とする。

3 業務の概要

別紙仕様書のとおり

4 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 委託料の算定方法等

委託料の算定は、成果報酬型によるものとし、参考見積書に受託料率を示すこと。

なお、支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

6 参加資格

本プロポーザルへの応募者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制に精通していること。
- (2) 租税公課の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。
- (7) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。

7 実施スケジュール

内容	日程
①募集要領等の公表※市ホームページ上	令和7年4月10日（木）
②質問書の提出	令和7年4月16日（水）正午
③質問への回答	令和7年4月21日（月）
④企画提案書の提出	令和7年4月25日（金）
⑤書類審査の実施	令和7年4月28日（月）～5月9日（金）
⑥審査結果の通知	令和7年5月12日（月）

※現時点での予定であり、都合により変更する場合がある。

8 公募の方法

令和7年4月10日（木）から令和7年4月25日（金）までの間、市ホームページ等に情報を掲載し、公募を行う。

9 質疑・応答

実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出方法 「質問書（様式4）」により電子メールにて提出すること。

(2) 提出期限 令和7年4月16日（水）正午まで

(3) 提出先 箕面市地域創造部箕面営業室

メール：eigyout@maple.city.minoh.lg.jp

※ メール件名は、「【質問書】企業版ふるさと納税マッチング支援業務（事業者名）」とし、メール送付後は、必ず受信確認の連絡をすること。

電話：072-724-6905

(4) 回答方法 質問及び回答は、令和7年4月21日（月）までに市のホームページに随時掲載する。

10 提出書類等

(1) 提出書類

書類名称	様式	提出部数
①参加表明書	様式1	8部
②会社概要書	様式2	8部
③関連業務実績調書	様式3	8部
④企画提案書	様式は自由。用紙サイズはA4判とする。 <u>※11 選定及び結果の通知の審査基準を踏まえた提案を行うこと。</u>	8部
⑤見積書	様式5	8部

- (2) 提出期間 令和7年4月10日(木)から令和7年4月25日(金)まで
※上記期間のうち、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送とし、提出期間必着とする。
- (4) 提出先 〒562-0003
大阪府箕面市西小路4丁目6番1号(箕面市役所本館2階)
箕面市 地域創造部 箕面営業室
- (5) 留意点 ①提出された書類は返却しないものとする。
②提出後の追加、修正は提出期間の間に限り認める。

1.1 選定及び結果の通知

提出された書類について、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託受託候補者選定会議において内容を審査・評価を行い、評価者の合計得点の平均得点が75点以上(100点満点の7割5分)の参加者を受託候補者として選定する。なお、審査は全て非公開とする。

審査結果は、全ての参加者に対し、令和7年5月12日(月)に電子メール及び文書により通知する。なお、審査結果に対する採否理由及びこれに関する事項についての質問、説明請求及び意見等は、受け付けないものとする。

【審査基準】

評価項目	配点
寄附見込企業に対する働きかけの方法は効果的かつ現実性のあるものとなっているか。	20点
PRや地方創生事業の企画助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がされているか。また、本市が負担する業務等がある場合、その内容が明確かつ最小限なものとなっているか。	20点
箕面市企業版ふるさと納税寄附募集事業を紹介するパンフレットやWEBサイト等の作成及び管理ができるか。	10点
提案内容の業務実施頻度・時期等は妥当か。	20点
制度及び業務の目的を理解し、業務適正かつ確実に実施するための体制や個人情報情報の適正な取り扱いなどのセキュリティ体制が整っているか。	10点
自治体における同種・類似業務の受託実績及び寄附実績があるか。	10点
見積金額が適正かつ費用対効果が見込める金額であるか。	10点

1.2 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において、失格となった参加者が受託候補者に選定されているとき、発注者は、その選定を取り消しする。

- (1) 参加資格を満たさないことが分かったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

- (4) 本実施要領に違反した場合。
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

1 3 契約締結

受託候補者との契約内容に関する協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。
契約書は、本市が指定する様式Aとし、原則、契約書の変更はできないものとする。ただし、本市が認めた場合に限り契約書の変更を認めるものとする。
契約締結時に、受託候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて参加者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取消をすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を箕面市に請求することはできない。
- (3) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された書類を含む。）は、箕面市情報公開条例（平成17年条例第2号）に基づき、開示する場合がある。
- (4) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。

1 5 問い合わせ先

箕面市 地域創造部 箕面営業室

住所：〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号（箕面市役所本館2階）

電話：072-724-6905

FAX：072-722-7655

Mail：eigyoun@maple.city.minoh.lg.jp